

～安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

長野労働局発表 (07-45)

令和7年10月31日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 岡田 尚人

賃金指導官 松木 忠之

(代表電話) 026(223)0555

長野県計量器等製造業最低賃金 「時間額 1,095円」を答申 ～過去最大63円の引上げ～

- 1 長野地方最低賃金審議会（会長 山本恭子）は、長野労働局長（三浦栄一郎）に対し、本年10月30日、現行の長野県計量器等製造業最低賃金時間額 1,032円を63円引き上げ、1,095円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 今後、長野労働局において、この答申を踏まえ、長野県計量器等製造業最低賃金を改正することとしており、来年1月1日に発効する見込みです。
- 3 長野労働局としては、改正後の長野県計量器等製造業最低賃金の周知と併せて、最低賃金及び賃金の引上げに係る各種支援策についても広く周知を行うなど、引き続き、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

【答申までのポイント】

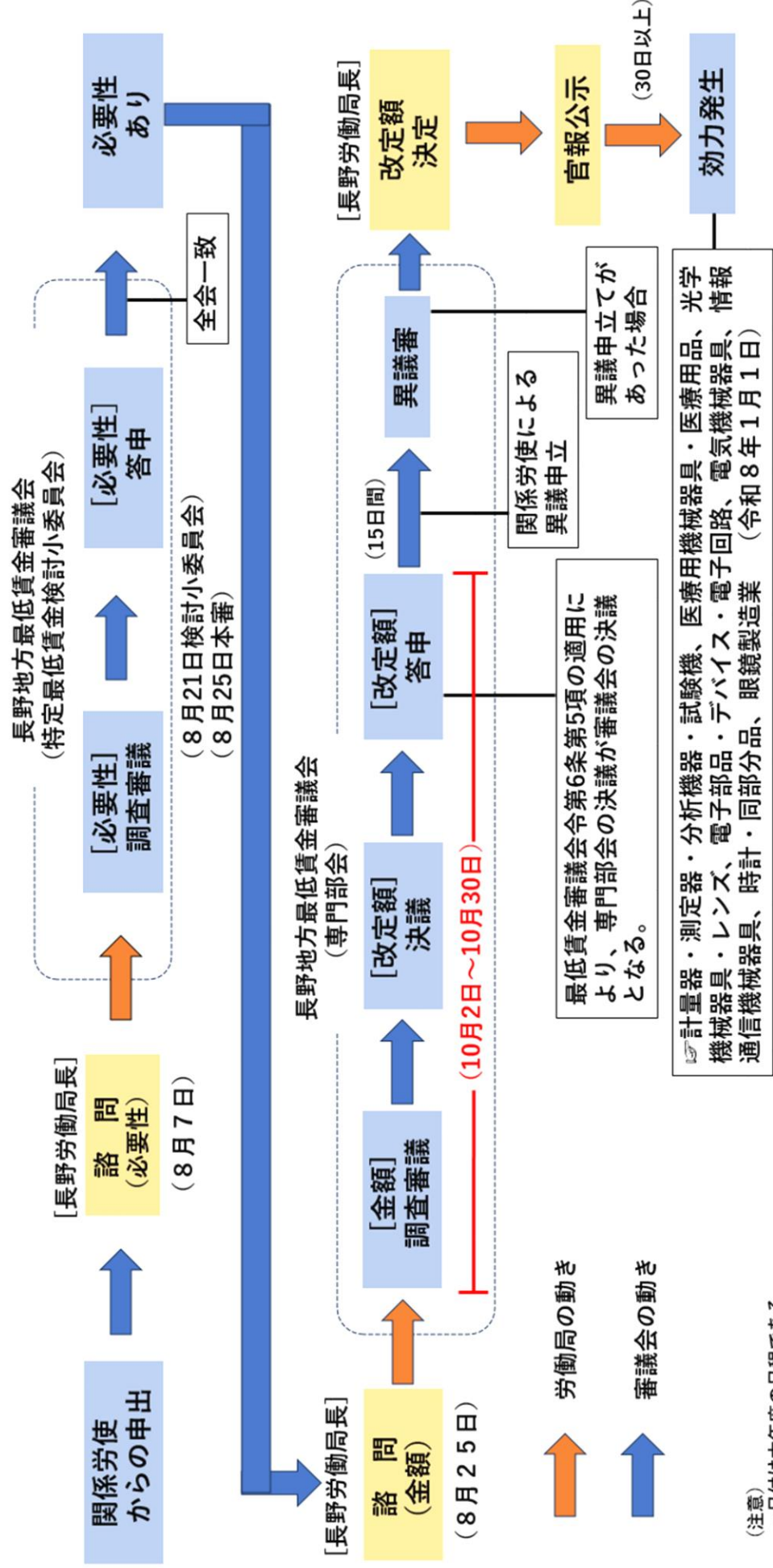
- 1 令和7年8月25日、長野地方最低賃金審議会（会長 山本恭子）に改正諮問する。
- 2 長野県計量器等製造業最低賃金専門部会において、10月2日、10月6日、10月22日、10月30日と集中的に金額審議を行い、全会一致により、10月30日に答申となる。

※長野県計量器等製造業最低賃金、対前年度引上げ額及び引上げ率の推移（5年間）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	916円	945円	983円	1,032円	1,095円
対前年度引上げ額	22円	29円	38円	49円	63円
対前年度引上げ率	2.46%	3.17%	4.02%	4.98%	6.10%

（注）長野県計量器等製造業最低賃金は「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」のことをいいます。

◆ 令和7年度長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定までの過程



(注意)
・日付は本年度の日程である。
・長野地方最低賃金審議会では特定最低賃金検討小委員会を開催して必要性的審議を行っている。